

平成27年6月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
予算議案	29
専決処分の報告議案	2
条例議案	13
一般議案	6
合計	50

平成27年6月市議会定例会 提出議案件名

番号	件名	提出局
1	平成27年度北九州市一般会計予算について	財政局
2	平成27年度北九州市国民健康保険特別会計予算について	
3	平成27年度北九州市食肉センター特別会計予算について	
4	平成27年度北九州市卸売市場特別会計予算について	
5	平成27年度北九州市渡船特別会計予算について	
6	平成27年度北九州市競輪、競艇特別会計予算について	
7	平成27年度北九州市土地区画整理特別会計予算について	
8	平成27年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算について	
9	平成27年度北九州市港湾整備特別会計予算について	
10	平成27年度北九州市公債償還特別会計予算について	
11	平成27年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算について	
12	平成27年度北九州市土地取得特別会計予算について	
13	平成27年度北九州市駐車場特別会計予算について	
14	平成27年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について	
15	平成27年度北九州市産業用地整備特別会計予算について	
16	平成27年度北九州市廃棄物発電特別会計予算について	
17	平成27年度北九州市漁業集落排水特別会計予算について	
18	平成27年度北九州市介護保険特別会計予算について	
19	平成27年度北九州市空港関連用地整備特別会計予算について	

番号	件名	提出局
20	平成27年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計予算について	財政局
21	平成27年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算について	
22	平成27年度北九州市後期高齢者医療特別会計予算について	
23	平成27年度北九州市市民太陽光発電所特別会計予算について	
24	平成27年度北九州市埋立地造成特別会計予算について	
25	平成27年度北九州市上水道事業会計予算について	
26	平成27年度北九州市工業用水道事業会計予算について	
27	平成27年度北九州市交通事業会計予算について	
28	平成27年度北九州市病院事業会計予算について	
29	平成27年度北九州市下水道事業会計予算について	
30	北九州市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について	財政局
31	北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	保健福祉局
32	北九州市個人情報保護条例の一部改正について	総務企画局
33	北九州市職員の定年等に関する条例の一部改正について	
34	北九州市事務分掌条例の一部改正について	
35	北九州市特別会計条例の一部改正について	財政局
36	北九州市手数料条例の一部改正について	
37	北九州市市税条例等の一部改正について	
38	北九州市スポーツ施設条例及び北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	市民文化スポーツ局
39	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	保健福祉局

番号	件名	提出局
40	北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	保健福祉局
41	北九州市立病院等の使用料等に関する条例の一部改正について	病院局
42	北九州市立看護専門学校奨学金貸与条例の一部改正について	
43	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	教育委員会
44	北九州市社会教育委員条例の一部改正について	
45	若松競艇場東スタンド棟改修工事請負契約の一部変更について	契約室
46	市道路線の認定、変更及び廃止について	建設局
47	道路の整備に関する基本計画の変更に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更について	建築都市局
48	北九州市スタジアム整備等PFI事業契約の一部変更について	
49	第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について	港湾空港局
50	未払賃金等請求事件に関する控訴の提起について	交通局

No.	件名	要旨
平成 27 年度 予 算 規 模	区分	予算総額
	一般会計	5,873億 100万円
	特別会計	6,746億 8,610万円
	企業会計	1,233億 6,381万円
	合計	1兆 3,853億 5,091万円
1	平成 27 年度北九州市 一般会計 予算について	予算額 5,873億 100万円
2	平成 27 年度北九州市 国民健康保険 特別会計予算について	予算額 1,331億 1,000万円
3	平成 27 年度北九州市 食肉センター 特別会計予算について	予算額 4億 9,120万円
4	平成 27 年度北九州市 卸売市場 特別会計予算について	予算額 8億 4,860万円

No.	件名	要旨
5	平成 27 年度北九州市 渡船 特別会計予算について	予算額 7 億 250 万円
6	平成 27 年度北九州市 競輪、競艇 特別会計予算について	予算額 1,140 億 5,400 万円
7	平成 27 年度北九州市 土地区画整理 特別会計予算について	予算額 12 億 4,300 万円
8	平成 27 年度北九州市 土地区画整理事業清算 特別会計予算について	予算額 110 万円
9	平成 27 年度北九州市 港湾整備 特別会計予算について	予算額 56 億 1,900 万円
10	平成 27 年度北九州市 公債償還 特別会計予算について	予算額 2,575 億 3,800 万円
11	平成 27 年度北九州市 住宅新築資金等貸付 特別会計予算について	予算額 4,200 万円

No.	件名	要旨
12	平成 27 年度北九州市 土地取得 特別会計予算について	予算額 27 億 4,690 万円
13	平成 27 年度北九州市 駐車場 特別会計予算について	予算額 3 億 9,600 万円
14	平成 27 年度北九州市 母子父子寡婦福祉資金 特別会計予算について	予算額 10 億 2,080 万円
15	平成 27 年度北九州市 産業用地整備 特別会計予算について	予算額 13 億 7,000 万円
16	平成 27 年度北九州市 廃棄物発電 特別会計予算について	予算額 20 億 6,300 万円
17	平成 27 年度北九州市 漁業集落排水 特別会計予算について	予算額 1 億 3,270 万円
18	平成 27 年度北九州市 介護保険 特別会計予算について	予算額 890 億 6,800 万円

No.	件名	要旨
19	平成 27 年度北九州市 空港関連用地整備 特別会計予算について	予算額 360 万円
20	平成 27 年度北九州市 学術研究都市土地区画整理 特別会計予算について	予算額 35 億 4,900 万円
21	平成 27 年度北九州市 臨海部産業用地貸付 特別会計予算について	予算額 4 億 2,960 万円
22	平成 27 年度北九州市 後期高齢者医療 特別会計予算について	予算額 154 億 4,500 万円
23	平成 27 年度北九州市 市民太陽光発電所 特別会計予算について	予算額 7,310 万円
24	平成 27 年度北九州市 埋立地造成 特別会計予算について	予算額 447 億 3,900 万円
25	平成 27 年度北九州市 上水道 事業会計予算について	予算額 331 億 6,214 万円

No.	件名	要旨
26	平成 27 年度北九州市 工業用水道 事業会計予算について	予算額 26 億 7,479 万円
27	平成 27 年度北九州市 交通 事業会計予算について	予算額 21 億 4,476 万円
28	平成 27 年度北九州市 病院 事業会計予算について	予算額 286 億 7,150 万円
29	平成 27 年度北九州市 下水道 事業会計予算について	予算額 567 億 1,062 万円

<p>N o 3 0</p>	<p>北九州市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について</p> <p style="text-align: right;">(財政局税務部税制課)</p>
<p>北九州市市税条例等の一部を改正するに当たり、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるもの</p> <p>1 北九州市市税条例の一部改正</p> <p>(1) 法人市民税</p> <p>均等割の税率区分の基準となる資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合は、当該額を基準とする。(第15条関係)</p> <p>(2) 固定資産税及び都市計画税</p> <p>ア 土地の価格の特例措置の継続(付則第10条の2関係)</p> <p>平成27年度に決定した土地の評価額について、平成28年度及び平成29年度において地価の下落が認められる場合に所要の修正を行う措置を講じる。</p> <p>イ 負担調整措置の継続(付則第11条、付則第12条、付則第13条、付則第18条、付則第19条、付則第19条の4関係)</p> <p>平成27年度の土地の評価替えに伴う固定資産税及び都市計画税の額について、引き続き負担水準の適正化を図るため、平成24年度から平成26年度まで講じた税負担の調整措置を、平成27年度から平成29年度までについても講じる。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

(続き)

(3) その他所要の規定の整備を行う。

2 法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部改正

法人税割の超過課税の適用対象外とする法人の基準となる資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合は、当該額を基準とする。(第4条関係)

3 北九州市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正

軽自動車税の税率の引上げに係る改正のうち、二輪車等に係る部分の施行期日を1年延期し、平成28年4月1日から施行する。(第1条、付則第1条、付則第4条関係)

4 施行期日

1及び2は、平成27年4月1日

3は、平成27年3月31日

<p>N o 3 1</p>	<p>北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について (保健福祉局保健医療部保険年金課)</p>
<p>北九州市国民健康保険条例の一部を改正するに当たり、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるもの</p> <p>1 保険料の基礎賦課総額の改正（第10条の3関係） 平成27年度から医療に要する費用を市町村が共同で負担するための交付金事業が恒久化されることに伴い、基礎賦課総額の算定の基礎となる国民健康保険事業に要する費用の額及び当該費用のための収入の額に、当該交付金事業に係る拠出金及び交付金をそれぞれ算入することとする。</p> <p>2 施行期日 平成27年4月1日</p>	

N o
3 2

北九州市個人情報保護条例の一部改正について

(総務企画局総務部文書館)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号を含む個人情報について適正な取扱いを確保する等の措置を講ずるため、関係規定を改めるもの

1 保有特定個人情報に関する改正

(1) 保有特定個人情報の目的外利用の制限 (第12条の2関係)

ア 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならないこととする。

イ アにかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができることとする。

(2) 保有特定個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求ができる者 (第16条、第30条、第38条関係)

保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、本人の委任による代理人又は任意後見人は、本人に代わって開示請求、訂正請求又は利用停止請求をすることができることとする。

(3) 保有特定個人情報の利用停止請求権 (第38条関係)

何人も、保有特定個人情報がこの条例又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に違反して、利用、提供等されていると思料するときは、当該保有特定個人情報の利用停止等を請求することができることとする。

(次頁に続く)

(続き)

2 情報提供等記録に関する改正

(1) 情報提供等記録に記録された保有特定個人情報の利用の制限 (第12条の2関係)

実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録に記録された保有特定個人情報を自ら利用してはならないこととする。

(2) 情報提供等記録に記録された保有特定個人情報を訂正した場合の通知 (第37条関係)

訂正決定に基づく情報提供等記録に記録された保有特定個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知することとする。

(3) 情報提供等記録に記録された保有特定個人情報の利用停止請求権 (第38条関係)

情報提供等記録に記録された保有特定個人情報にあつては、利用停止の請求を認めないこととする。

3 施行期日

1 は、平成27年10月5日

2 は、規則で定める日

No
33

北九州市職員の定年等に関する条例の一部改正について

(総務企画局人事部人事課)

北九州市立八幡病院院長の定年年齢を引き上げるため、関係規定を改めるもの

1 北九州市立八幡病院院長の定年年齢の引上げ（第3条関係）

現行	改正後
年齢65年	年齢68年

2 施行期日
公布の日

No
34

北九州市事務分掌条例の一部改正について

(総務企画局人事部人事課)

総務企画局及び子ども家庭局の事務分掌を改めるため、関係規定を改めるもの

1 改正の内容（第1条関係）

現 行	改 正 後
総務企画局 (1) 議会及び市の行政一般に関する事項 (2) 重要事項の計画、調査、立案及び総合調整に関する事項 (3) 市の長期総合計画に関する事項 (4) 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項 (5) 事務事業の調査及び能率並びに文書に関する事項 (6) その他の主管に属しない事項	総務企画局 (1) 議会及び市の行政一般に関する事項 (2) 重要事項の計画、調査、立案及び総合調整に関する事項 (3) 市の長期総合計画に関する事項 (4) 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項 (5) 事務事業の調査及び能率並びに文書に関する事項 (6) <u>男女共同参画社会の形成に関する事項</u> (7) その他の主管に属しない事項
子ども家庭局 (1) 子ども及び家庭に関する事項 (2) <u>男女共同参画社会の形成に関する事項</u>	子ども家庭局 (1) 子ども及び家庭に関する事項

2 施行期日

平成27年7月13日

N o
3 5

北九州市特別会計条例の一部改正について

(財政局財務部財政課)

埋立地造成特別会計を設置し、及び廃止するため、関係規定を改めるもの

1 特別会計の設置（第1条関係）

名称	事業
埋立地造成特別会計	埋立地造成事業

2 特別会計の廃止（第1条関係）

名称	事業
埋立地造成特別会計	埋立地造成事業

3 施行期日

1 は、公布の日

2 は、平成28年4月1日

N o
3 6

北九州市手数料条例の一部改正について

(財政局財務部財政課)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく通知カードの再交付手数料を新設する等のため、関係規定を改めるもの

1 手数料の新設（別表関係）

(1) 個人番号の指定に伴い発行される通知カードの再交付に係る手数料の新設

手数料を徴収する事務	金額
通知カードの再交付	1枚につき500円

(2) マンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査に係る手数料の新設

手数料を徴収する事務	金額
マンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき160,000円

2 施行期日

1 (1) は、平成27年10月5日

1 (2) は、公布の日

N o
3 7

北九州市市税条例等の一部改正について

(財政局税務部税制課)

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税において市町村等に対する寄附金に係る寄附金税額控除における特例控除額の上限を引き上げる等のため、関係規定を改めるもの

1 北九州市市税条例の一部改正

(1) 個人市民税

ア 寄附金税額控除における特例控除額の上限の引上げ（第 2 2 条の 3 関係）

市町村等に対する寄附金に係る寄附金税額控除における特例控除額の上限を個人市民税の所得割額の 1 割から 2 割に引き上げる。

イ 寄附金税額控除に係る申告の特例による控除額に係る規定の新設（付則第 7 条の 6 関係）

当分の間、所得割の納税義務者が市町村等に対して寄附金を支出し、かつ、当該市町村等から申告特例通知書の送付があった場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の所得割の額から控除する。

ウ 住宅借入金等特別税額控除の期限の延長（付則第 7 条の 3 の 2 関係）

	現行	改正後
適用年度	平成 3 9 年度まで	平成 4 1 年度まで
居住年	平成 2 9 年まで	平成 3 1 年まで

(次頁に続く)

(続き)

エ 未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例（付則第23条の3の2関係）

所得割の納税義務者が、前年中に未成年者口座内上場株式等の譲渡をした場合には、当該譲渡による譲渡所得等の金額と、その他の株式等の譲渡による譲渡所得等の金額を区分して計算する。

(2) 固定資産税

地域決定型地方税制特例措置の対象となる以下の固定資産の課税標準等について、本市において適用する特例率を定める。（付則第9条の2関係）

ア 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する公共施設等

(ア) 都市再生緊急整備地域における取得の場合 5分の3

(イ) 特定都市再生緊急整備地域における取得の場合 2分の1

イ 津波防災地域づくりに関する法律に規定する協定避難施設の用に供する家屋のうち協定避難用部分 2分の1

ウ 津波防災地域づくりに関する法律に規定する協定避難施設に付属する避難の用に供する一定の償却資産 2分の1

エ 新築のサービス付き高齢者向け貸家住宅 3分の2

(3) 軽自動車税

平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に初回車両番号指定を受けた一定の環境性能を有する軽四輪車等に係る平成28年度分の軽自動車税の税率の特例を定める。（付則第28条関係）

(次頁に続く)

(続き)

(4) 市たばこ税

旧 3 級品の紙巻たばこに係る特例税率を廃止する。(付則第 1 7 条の 2 関係)

(5) その他所要の規定の整備を行う。

2 北九州市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正

一定の環境性能を有する軽四輪車等に係る平成 2 8 年度分の軽自動車税の税率の特例を定めたことに伴う規定の整備(第 1 条、付則第 1 条、付則第 6 条関係)

3 施行期日

1 (1)ア、イ、ウ、(2)及び(3)並びに 2 は、公布の日

1 (1)エは、平成 2 9 年 1 月 1 日

1 (4)は、平成 2 8 年 4 月 1 日

<p>N o 3 8</p>	<p>北九州市スポーツ施設条例及び北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について (市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課)</p>
<p>一定の規模以上の体育館について、その半面を専用利用する場合の使用料の額を設定するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 北九州市スポーツ施設条例の一部改正（第1条関係） 総合体育館（第1競技場）、門司体育館（体育室）、小倉北体育館、小倉南体育館、曾根体育館、若松体育館及び折尾スポーツセンター（体育館）の専用の使用面積が2分の1の場合の使用料の額は、規定使用料の額の5割に相当する額とする。（別表第2関係）</p> <p>2 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正（第2条関係） 八幡東体育館及び的場池体育館（体育室）の専用の使用面積が2分の1の場合の使用料の額は、規定使用料の額の5割に相当する額とする。（別表第1関係）</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>	

<p>N o 3 9</p>	<p>北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について</p> <p style="text-align: right;">(保健福祉局総務部総務課)</p>
<p>勤労青少年ホームについて指定管理者の指定の手続の特例を廃止するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 勤労青少年ホームに係る指定管理者の指定の手続の特例の廃止（第9条の2関係）</p> <p>勤労青少年ホームの指定管理者の指定に係る申請について、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたもの限り、当該申請をすることができることとしていた特例を廃止する。</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>	

No 40	<p>北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について</p> <p style="text-align: right;">(保健福祉局保健医療部生活衛生課)</p>
----------	---

北九州市立藍島火葬場を廃止するため、関係規定を改めるもの

1 火葬場の廃止（別表第1、別表第2関係）

名 称	位 置
北九州市立藍島火葬場	北九州市小倉北区大字藍島554番地

2 施行期日

公布の日

No
41

北九州市立病院等の使用料等に関する条例の一部改正について

(病院局看護専門学校教務課)

北九州市立看護専門学校の授業料及び入学金の適正化を図るため、関係規定を改めるもの

1 授業料の引上げ（別表第3関係）

現 行	改 正 後
年額 280,000円	年額 360,000円

2 入学金の引上げ（別表第3関係）

現 行	改 正 後	
130,000円	市内居住者	150,000円
	市外居住者	230,000円

3 施行期日

1 は、平成28年4月1日

2 は、公布の日

No 42	北九州市立看護専門学校奨学金貸与条例の一部改正について (病院局看護専門学校教務課)
<p>経済的な理由で修学が困難な者について、奨学金の貸与金額の加算を行うため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 奨学金の貸与金額の加算（第4条関係）</p> <p>管理者が別に定める経済的な理由で修学が困難な者に対する奨学金の貸与金額は、1人につき月額7,000円を1万5,000円に加算した額とすることを定める。</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成28年4月1日</p>	

No 43	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (教育委員会学務部学事課)
----------	---

幼稚園の使用料を改めるため、関係規定を改めるもの

1 幼稚園の使用料の変更（別表第1関係）

現 行		改正後	
入園料	5, 550円	使用料	子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額
保育料	月額 7, 700円		

2 施行期日

平成28年4月1日

N o
4 4

北九州市社会教育委員条例の一部改正について

(教育委員会生涯学習部生涯学習課)

社会教育委員の定数を変更するため、関係規定を改めるもの

1 社会教育委員の定数の変更（第3条関係）

現行	改正後
30人	15人

2 施行期日

平成27年8月29日

No 45	若松競艇場東スタンド棟改修工事請負契約の一部変更について <p style="text-align: right;">(契約室契約課)</p>
<p>若松競艇場東スタンド棟改修工事請負契約について、契約金額を変更するもの</p> <p>1 既決契約金額 13億5,270万円</p> <p>2 変更契約金額 13億8,157万2,720円</p>	

No
46

市道路線の認定、変更及び廃止について

(建設局総務部管理課)

市道路線の整備を図るため、路線の認定、変更及び廃止を行うもの

	数	延長	面積
認定	35路線	4,218m	22,422m ²
変更	5路線	△232m	12,073m ²
廃止	5路線	△459m	△1,090m ²

No 47	道路の整備に関する基本計画の変更に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更について <div style="text-align: right;">(建築都市局計画部都市交通政策課)</div>
----------	---

福岡北九州高速道路公社の定款中道路の整備に関する基本計画を変更するもの

定款第15条の表に次のとおり追加する。

路線名	管理の区間	
	起点	終点
福岡高速6号線 (福岡市道福岡高速6号線)	福岡市東区香椎浜一丁目 (福岡市東区香椎浜一丁目)	福岡市東区みなと香椎一丁目 (福岡市東区みなと香椎一丁目)

No 48	北九州市スタジアム整備等 P F I 事業契約の一部変更について <p style="text-align: right;">(建築都市局建築部建築課)</p>
<p>北九州市スタジアム整備等 P F I 事業契約について、契約金額を変更するもの</p> <p>1 既決契約金額 107億2,762万9,690円</p> <p>2 変更契約金額 106億2,045万4,810円</p>	

<p>N o 4 9</p>	<p>第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について (港湾空港局総務港営部総務課)</p>
<p>第三セクター等改革推進債を起債するため、総務大臣に許可の申請をするもの</p> <p>1 起債の目的 埋立地造成特別会計の廃止に伴い、埋立地造成事業に要する経費の財源に充てるために起こした市債の償還に要する経費の財源に充てるため</p> <p>2 限度額 4 1 4 億 1 , 6 0 0 万円</p> <p>3 起債の方法 証書借入れ又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p> <p>4 利率 年 8 . 5 パーセント以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率</p> <p>5 償還の方法 2 0 年以内に元利均等償還その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。</p>	

No 50	交通局嘱託員に係る未払賃金等請求事件に関する控訴の提起について (交通局総務経営課)
----------	---

平成27年5月20日判決があった福岡地方裁判所平成24年（行ウ）第52号未払賃金等請求事件について控訴を提起するもの

1 相手方

福岡県遠賀郡芦屋町	男性
福岡県中間市	男性
北九州市八幡西区	男性
北九州市八幡東区	男性
福岡県鞍手郡鞍手町	男性
北九州市八幡西区	男性
北九州市八幡西区	男性
北九州市八幡西区	男性
北九州市八幡西区	男性
北九州市八幡西区	男性
福岡県直方市	男性
北九州市八幡西区	男性
福岡県遠賀郡遠賀町	男性
山口県下関市	男性

2 請求の要旨

福岡地方裁判所平成24年（行ウ）第52号未払賃金等請求事件について、平成27年5月20日言い渡された判決は不服であるから控訴する。

(次項に続く)

(続き)

3 第一審判決（主文）

(1) 被告は、各原告に対し、当該原告名の記載された別紙2「待機時間給の不足分合計一覧表」の「合計」欄記載の金員（12,412,125円）及びうち各「未払残業代」欄記載の金員について各「対象年月」欄記載の月の翌月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。

4 訴訟遂行の方針

(1) 控訴審判決の結果必要があれば、上告する。